

三井家同族会の成立前史

安 岡 重 明

I 三井組とはなにか

(付) 明治中期の三井家年表

II 商法施行までの諸規則

- (一) 三井家仮評議会規則
- (二) 同族寄合仮規則および渋沢の意見
- (三) 三井組内規およびその付則

I 三井組とはなにか

元禄四年二月、幕府は「道中御救殊に町人共商売勝手宜世上之重宝に可相成」との趣旨を以て、従来行はれし大阪金蔵より江戸金蔵への金銀ノボクゴウキ為登下、即現金輸送を改め江戸に於て三井の越後屋八郎兵衛高平、三井次郎右衛門高伴、兩人及上方と取引ある江戸の富商坂倉屋三郎左衛門・大坂屋六右衛門・海保屋半兵衛・中川清三郎・島屋善兵衛・海保屋伝左衛門・海保屋六兵衛・和泉屋三右衛門・朝田屋与兵衛・中川屋三郎兵衛の十名に金銀御為替用達を申付け、同四月より開始したり。御用達は大阪金蔵にて金銀を請取り、之を六十日後改め九十日切定式又は百五十日切應時の下シタカフセ為替下にて御用銀貸付替として江戸に取引ある商人に割当て、其日切江戸にて取立上納する仕組なり。大阪は天下の御会所貸方なり、江戸は天下の捌け口借方なり。貸借決済せられて而も現送の危険煩累なし。実に道中御救商売勝手宜しきと云ふべきなり。是即御為替組なるものにして坂倉屋外九名は其人数に因み御為替十人組と称し、三井は当初二人組、三人組等と唱へしが、享保五、六年頃より御為替三井組と呼ぶに至れり。之を三井組なる名称の濫觴トとす。(三井銀行五十年史)

三井組という名称の発端は、三井銀行五十年史がのべるように、御為替組から出発したが、のちには三井各家およびその事業の全体を指す場合も生じてきた。ことに明治に入るとその傾向は強い。その理由の一つは、呉服業および物産取引部門を明治五年および九年に三井家より切りはなし、三井の事業の主流が旧両替業の系統に属する官金取扱いになってきたためだと思われる。しかしながら、三井組という名称が、三井組を三井銀行へ改組したのちの明治二十六年までは存在していたことはあきらかである。二十六年には、三越も物産会社も三井に復帰したし、鉱山・銀行も直系企業として存在していた。商法実施直前まで、三井では、合資会社三井組設立を考慮していた。商法施行の明治二十六年七月一日には、商法施行に伴い三井組の名称を廃止すると定められた²が、同年の十一月二日には、三井組を三井元方と改めるという記録もあり³、このころの「三井組」はなにをさしているのか判然としない場合が多い。そこで私は、明治初年から旧商法実施の前段階までの「三井組」はなにを意味したか、についてすこし検討を加えておきたい。三井組は、つぎの三つの要素から成りたっていると考えられる。ただし以下の分析は暫定的なものであって、今後若干の修正を要すると予想される。

- イ. 三井各家の同族結合体としての三井組（同苗の同族団）、共有財産所有の主体。
- ロ. 三井各家の共有財産の管理・運用の機関としての三井組（事業部ないし事務局の性格をもつ）。
- ハ. イから資本をうけ、ロによって支配される三井諸企業（三越、三井物産、三井鉱山、三井銀行——ただし明治九年七月から一、二年間は三井銀行が

1 『三井銀行五十年史』4—5ページ。

2 稿本三井家史料『高朗史料』1045ページ。

3 『三井銀行八十年史』779ページ。

イ、ロの性格を兼ね備える予定であった⁴。

さて、これら三要素が実際にはいかなる形で存在したかを検討しよう。

(一) 三井組がイ、ロ、ハのいずれかをさすとき。すなわちイをさす場合は三井同族団という意味になる。このケースは非常にまれであったようだ。ロの場合は、明治二十六年の三井元方をさす場合である。明治十九年の三井組成規⁵における三井組もこのケースにあたるだろう。ハは三井の諸企業群をさす場合のことであるが、この場合もきわめてすくなくはないか。従ってイ、ロ、ハの諸要素のうちで実際に単独の要素に対して三井組の名称が用いられたのは、明治十九年の成規における三井組と二十六年の三井元方の場合にかぎられるようである。すなわちいずれもロの場合である。

(二) 二つの要素の組みあわせについてはつぎの諸ケースが考えられる。

イとロ。三井同族団とその財産および財産の管理運用機関の総体。これが三井組の名称でよばれた場合は非常に多い。

ロとハ。三井諸企業とそれを支配する管理機関をさす場合。この場合も多かったと推察される。民事会社三井組案、合資会社三井組案、合名会社三井組案の三井組はこれにあたる⁶。

イとハ。イとハのみを抽出して三井組という場合はなかったと思われる。

(三) イ、ロ、ハの三要素を全部含めて三井組という場合は非常に多かったであろう。対社会的には、この場合が最も多かったであろう。

なお参考のために若干の説明を附加する。江戸時代の三井大元方は、イ

4・5 安岡重明「明治十年代の三井組」『同志社商学』第19巻第2号、1967年、を参照されたい。

6 これら諸案については、安岡重明「旧商法の施行と三井諸企業の改組」『同志社商学』第19巻第5号、1968年、参照。

とロの結合⁷。ただし、明治九年から二十六年ごろまでの大元方は、ロの要素が弱い。この期の大元方は、一定の財産を管理していたが、財産の運用にはあまり関与していない。その任にあったのは三井銀行である。ロの要素のうち営業資産の管理運営の任は明治二十四年十二月から三井仮評議会が担当した。

つぎに、前稿「旧商法の施行と三井諸企業の改組」において検討した民事会社三井組案、合資会社三井組案、合名会社三井組案などと以下に検討する諸規則との関係について一言しなければならない。これら諸会社案は三井家の事業である銀行・物産・鉱山・呉服の諸企業に出資している三井同族が、資本家として相互にいかなる関係を取りむすぶかについて考案された諸案であって、企業形態に関するものである。これに対して、本稿で検討する諸規則は、三井同族および三井諸企業の統轄機関に関する諸規則である。したがってこれらの機関は会社ないしは法人の性格をもたないものであった。商法起草者ロesslerは、民事会社三井組案に対してつぎの意見をのべたことがあった。

『三井組を民事会社とし、その財産を同族に貸付ける形をとることは問題はないが、この三井組内におかれた同族会議が三井組の諸企業を指揮するとすると三井組が商事会社の性質をもおびることになる。だから三井組を純粹の民事会社とするには、同族会議を体面上、三井組から切りはなし、この会議に三井諸企業と三井組とを支配させればよい。』⁹

本稿で検討する諸規則は、ロesslerのいう制度上三井組から切りはなされている「同族会議」に相当する機関の規則なのである。

7 土屋喬雄『日本資本主義の経営史的研究』26ページにおける大元方の説明を参照せよ。

8 安岡重明「明治中期の三井組大元方勘定目録」『同志社学』第19巻第4号、1968年、20—21ページ参照。

9 安岡重明、前掲「旧商法の施行と三井諸企業の改組」11ページ参照。

明治中期の三井年表

- 一九年四月 銀行、業務改革を指令。大元方改革の基本原則きまる。
(八十年史。安岡稿，明治十年代の三井組)
- 二一年十一月 銀行にて洋式簿記に統一 (八十年史)。
- 二一年八月 三池炭鉱，佐々木八郎に落札 (益田伝)。
- 二二年一月四日 三井組，三井物産，三井銀行の三者で三池炭鉱社を組織し，
本社を三井銀行内におき，物産の益田と銀行の西邑の二人が委員となり，
団事務長の下に総務部，勝立，七浦，宮浦，大浦の各採鉱部をおき，監督
にあたった (小林)。
- 二三年四月二一日 民法のうち財産篇などを公布 (いわゆる旧民法，一八九三
年施行予定，民法典論争おこり，施行されず)。
- 二三年四月二六日 商法を公布
- 二三年一二月二六日 商法施行延期法公布 (施行を一八九一年から一八九三年に
延期)。
- 二四年八月 中川上彦次郎，三井銀行理事に就任。役員改選し，総長三
井高保，副長西邑虎四郎，同中井三平，理事中川彦次郎，監事今井友五
郎，同齊藤専蔵 (五十年史)。
- 二四年一二月 三井家仮評議会規則を制定 (高福史料)。三井銀行本店職務
章程を改正し，大元締は総長・副長・理事および監督をもって組織す (五
十年史)。
- 二五年二月二三日 銀行において明治一二年以来行なわれてきた各店の地域別
管轄制度を廃して，全店を本店の直轄に改める (八十年史)。役員改選に
より総長三井高保，副長中川上彦次郎，監事西邑虎四郎，同益田孝 (五十
年史)。本店に調査係設置し，元締役に直屬 (中川上伝)。以後銀行の改革
進む。
- 二五年六月二四日 三井鉱山合資会社設立 (加藤幸)。同社員は三井十一家全
員 (純益帳)。
- 二五年八月 三井銀行支店職務章程を制定する。
- 二五年十一月二二日 民法および商法施行延期法を公布 (修正のため明治二九年
一二月三一日まで延期するが，修正を終ったものは，この期間内でも施行
することができる)。
- 二六年三月四日 商法第一編第六章第十二章及び第三編を二六年七月一日よ
り施行，商法第一編第二章および第四章は同日より商事会社についてのみ
施行ときめる。
- 二六年四月 三井銀行本支店職務章程改定
- 二六年四月二八日 臨事總會において合名会社三井銀行創立可決 (五十年史)。

ただし当初合資会社にする積りであったが、六月一六日の仮評議会における渋沢栄一の演説によって考えを変え、六月一八日に合名会社組織採用を決定したともいう（八十年史、一二五以下）。

- 二六年六月二日 合名会社三井銀行契約を締結。翌二日資本金二〇〇万円の合名会社三井銀行が組織された。社員は三井八郎右衛門（高棟）、同高保、同八郎次郎（高弘）、同守之助（高泰）の五名（八十年史）。
- 二六年七月一日 商法実施。それにともない三井組の名称を廃止（高福史料）。三井銀行、三井物産会社、三井合資会社は、それぞれ合名会社に改組され、発足する。
- 二六年九月七日 越後屋呉服店を合名会社三井呉服店に改組（加藤幸）。
- 二六年一〇月二日 富岡製糸所、三井組に払いさげ。
- 二六年一一月二日 三井組を三井元方と改称、仮評議会を解散して三井同族会を設置（八十年史）。
- 二六年一二月 三井家同族会規則を制定（追一三三四）。
- 二七年一〇月 三井元方規則制定。
- 二七年一〇月一日 三井元方の下に地所部、工業部を設ける（柴垣、加藤幸）。
- 二八年六月 前橋紡績所入手、新町絹糸紡績所に所属（中川上伝、二七六）。
- 二九年八月 三井商店理事会設置。これは業務統轄の評議機関であって、銀行・物産・鉱山・工業部の代表者で構成される（加藤、柴垣、福島四〇〇）。
- 二九年九月一日 三井元方規則改正実施。
- 三〇年五月四日 理事会にて堂嶋両替店廃止の件可決（理事会日誌）。
- 三〇年六月一八日 三井商店事理事会にて三井地所部を合名会社とする件可決（同日誌）。
- 三〇年六月二八日 手代・雇・傭丁を使用人と改称、等級廃止（八十年史）。
- 三〇年一二月一日 三井工業部廃止。芝浦製作所を三井鉱山へ吸収。福岡・大崎・三重・名古屋の四紡績所を三井呉服店へ吸収（加藤幸）。
- 三一年七月一六日 民法全編施行。
- 三一年一一月二四日 銀行資本金を五〇〇万円に増額。社員を一名に増加。すなわち八郎右衛門、元之助、源右衛門、高保、八郎次郎、三郎助、復太郎、守之助、武之助、養之助、得右衛門（五十年史）。
- 三二年三月九日 いわゆる新商法公布。六月一六日施行。
- 三二年八月 北海道炭鉄道株買収（中川上伝、二九七）。
- 三三年七月一日 三井家憲制定。三井商店理事会を三井営業店重役会と改称（加藤幸）。

略称

五十年史＝三井銀行五十年史

八十年史＝三井銀行八十年史

益田伝＝自叙益田孝翁伝

小林＝小林正彬「三池炭鉱の払下げについて」和洋女子大学紀要，第一〇輯，一九六五年一二月

中川上传＝白柳秀湖「中川上彦次郎伝」

加藤幸＝加藤幸三郎「三井財閥の形成について」専修大学社会科学研究所月報，三三号

柴垣＝柴垣和夫「日本金融資本分析」

福島＝福島正夫「日本資本主義と『家』制度」

II 商法施行までの諸規則

私はさきに「旧商法の施行と三井諸企業の改組」（同志社商学，第十九卷第五号・一九六八年一月）において，旧商法実施にさいして三井組の諸事業がいかにか改組されたかを検討したが，右にのべた共有財産所有の主体としての三井同族団，その共有財産の管理・運用の機関としての三井組の改組については，解明しえなかった。民事会社三井組ないしは合資会社三井組，合名会社三井組がついに発足しないで終わったからである。しかしながら，三井組本部を何らかの形で会社化ないし機関化しようとする試みは，依然として継続したのである。小稿では，三井組本部の組織化の過程を明確することによって，さきに明らかになしえなかった三井組のもうひとつの側面を解明したい。

さて，この問題については，われわれはつぎの諸史料を入手している。それぞれに検討を加え，その意味をさぐりたい。

- 一．三井仮評議会規則 明治二四年一二月（高朗史料一〇二五ページ以下）
- 二．同族寄合仮規則 明治二五年（追一三三四）
- 三．大元方寄合仮規則についての渋沢氏の意見 明治二五年か（追一三三六）
- 四．三井組内規 明治二五年か（追一三三四）
- 五．三井組諸積立金支出法 明治二五年一二月（追一三三四）

- 六. 同族各家歳費會計監督法 同年同月か (追一三三四)
- 七. 三井家同族会規則 明治二六年一二月 (追一三三四)
- 八. 三井元方規則 明治二七年一〇月, 二九年八月 (八三八)
- 九. 三井元方重役会内規 明治二七年一〇月, 二九年八月 (八三八)

つぎにこれら諸規則について検討を加え、これら諸規則が意味していたことを考えてみたい。

(一) 三井家仮評議会規則

三井家仮評議会設置の目的は、三井家の業務を監督し、その営業資金を運用・保管するためであった (第一条)。仮評議会の会員は三井同苗八名 (総領家および本家の当主および隠居のみ。連家ははいていない)、渋沢栄一、および西邑虎四郎・益田孝・三野村利助・中井三平・中川上彦次郎・木村正幹・今井友五郎の重役七名、計一五名であった (第二条)。

仮評議会の議長は、全会員の投票により、会員中より選任する (第四条)。仮評議会は議長が招集するが、会員は三人以上の同意によって開会を請求することができる。議長がこれに応じなかったときは、会員みずから招集できる (第五条)。仮評議会は毎月一回以上開く (第八条)。

仮評議会の議決する事項としてつぎのものをあげている (第九条)。三井家の営業資金の運用方法および保管方法。三井組および三井各商店の業務監督、定款・規約の認可、重役の任免、予算・決算・資産・営業に関する重大の件。この場合の「三井組及ヒ三井各商店」の「三井組」は、三井大元方事務局およびそれが管理する新田や農場の業務を指しているようである¹⁰。第一条からみて、仮評議会は三井家の営業資金以外の財産に対する監督・保管の任務は帯びていないとみるべきであろうが、大元方の直轄事業 (河内新田, 十余二村農場, 不動産売買貸借など) は、仮評議会の監督を受けたようである。この条項における「三井組」が三井同族およびそれが所有

10 大元方の業務内容については、前掲安岡稿「明治中期の三井組大元方勘定目録」における貸借対照表と損益計算書とをみていただきたい。

する財産全体をさすとは考えがたい。このことは、第一条をみればほぼたしかである。ただ第六条の第三項は「三井組、及ヒ三井各商店ノ定款、及ヒ規約ノ認可ニ関スル件」とあるので、三井組の規則を「議決」するとなると、営業資金の運用・保管以外に三井同族のあり方にまで監督権をもっていたことになる。これは、しかし、解釈上のことであって、実際はどうであったのかわからない。この「三井組」の規約が三井同族団の事務局（前述口）としての三井組の規約であれば、問題はない。

仮評議会は会員の半数以上の出席がなければ開会できない（第十一条）。議事について可否同数の場合は、議長の議決による（第十二条）。議長は討議および投票権をもつ（第十三条）。必要があれば、三井組および三井各商店の重役を列席させることができるが、列席員には投票権がない（第十五条）。第十六条から第二十条までは、第九条の定めを三井組および三井各商店の義務として規定しなおした条項である。この規則は、全会員の四分の三〔以上〕の同意をえて廃止または変更することができる（第二十三条）。

三井家仮評議会規則（原文はたてがき）

第一 条 三井家ノ業務ヲ監督シ、其営業資金ヲ運用、及ヒ保管スル為メ、三井家仮評議会ヲ設ク。

第二 条 仮評議会ハ、左ニ列記スルモノヲ以テ之ヲ組織ス。

仮評議会員

三井高喜 三井高朗 三井元之助 三井源右衛門 三井八郎次郎 三井三郎助 三井高保 三井八郎右衛門 渋沢栄一 西邑虎四郎 益田孝 三野村利助 中井三平 中上川彦次郎 木村正幹 今井友五郎

第三 条 仮評議会ニ左ノ役員ヲ置ク。

- 一. 議 長 一人
- 二. 秘書記 二人

第四 条 仮評議会ノ議長ハ、全会員ノ投票多数ヲ以テ、会員中ヨリ之ヲ選任ス、議長故障アルトキハ、出席会員中ノ年長者ヲシテ之ヲ代理セシム。

第五 条 仮評議会ハ、議長之ヲ招集ス。

会員ハ、三人以上ノ同意ヲ得テ、開会ヲ請求スルコトヲ得、議長若シ之ニ応セサルトキハ、会員自ラ之ヲ招集スルコトヲ得。

第六條 仮評議會ノ秘書記ハ、議長之ヲ選任ス。

第七條 仮評議會員ハ、仮評議會ノ決議ヲ以テ之ヲ選任囑托ス。

第八條 仮評議會ハ少クトモ毎月一回之ヲ開クヘシ。

第九條 仮評議會ノ議決スヘキ事件ノ概目左ノ如シ。

一、三井家ノ營業資金ノ運用方法、及ヒ保管方法ニ関スル件。

二、三井組、及ヒ三井各商店ノ業務監督ニ関スル件。

三、三井組、及ヒ三井各商店ノ定款、及ヒ規約ノ認可ニ関スル件。

四、三井組、及ヒ三井各商店重役ノ任免黜陟ニ関スル件。

五、三井組、及ヒ三井各商店ノ予算、及ヒ決算ノ認可ニ関スル件。

六、三井組、及ヒ三井各商店ノ資産、及ヒ營業ニ関スル重大ノ件。

七、仮評議會員ノ選定依頼、及ヒ解任解囑ニ関スル件。

八、其他此規則、又ハ他ノ定款規約等ニ依リ、仮評議會ノ權限ニ屬セシメラレタル事項。

第十條 仮評議會ノ議案ハ、緊急事件ヲ除クノ外、予メ之ヲ會員ヘ配附スヘシ。

第十一條 仮評議會ハ、會員半数以上ノ出席アルニアラザレバ、議事ヲ開クヲ得ス。

第十二條 仮評議會ノ議事ハ、出席會員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス、可否同数ナルトキハ、議長ノ決裁スル所ニ依ル。

第十三條 仮評議會ノ議長ハ、討議及ヒ投票ノ權ヲ妨ケラル、コトナシ。

第十四條 仮評議會ニ出席スルコト能ハサル會員ハ、他ノ會員ニ委託シ、又ハ書面ヲ以テ意見ヲ述ルコトヲ得。

第十五條 仮評議會ハ、必要ノ場合ニ於テ、三井組及三井各商店ノ重役ヲ列席セシムルコトアルヘシ、但本条ノ列席員ハ投票ニ与カルコトヲ得ス。

第十六條 三井組、及ヒ三井各商店ハ、仮評議會ノ認可ヲ經タル定款及ヒ規約ニ從テ營業スヘシ。

第十七條 仮評議會ハ、三井組及ヒ三井各商店ニ向テ、定款規約、及ヒ評議會ノ決議執行ヲ命令シ、其業務施行ヲ監査ス。

第十八條 三井組、及ヒ三井各商店ノ財産目録ハ、毎年兩度ニ之ヲ仮評議會ニ差出スヘシ。

第十九條 三井組、及ヒ三井各商店ノ予算ハ、毎年兩度ニ之ヲ仮評議會ニ差出し、其認可ヲ受クヘシ。

第二十條 三井組、及ヒ三井各商店ノ決算ハ、毎年兩度ニ之ヲ仮評議會ニ差出し、其認可ヲ受クヘシ。

第二十一條 仮評議會ノ議決ハ、之ヲ會議録ニ記載シ、出席ノ會員之ニ捺印スヘシ。

第二十二條 仮評議會ハ、總テ秘密会トス、故ニ其會議録ハ會員以外ノ者ニ示スヘカラス。

第廿三条 此規則ハ、全會員ノ四分ノ三ノ同意ヲ得テ、廃止又ハ変更スルコトヲ得。

(二) 同族寄合仮規則および渋沢の意見

同族寄合仮規則は、三井家文書目録では明治二十五年と記されているが、本文には年号の記載はない。内容が、仮評議会と相対応する形の規則であるところから、仮評議会設置（明治二十四年十二月）直後のものと推定してよかろう。同族寄合なる機関は、これまでの文献には見当たらない。計画だけで設置されなかったのか、設置されたものの短期間だったため広く知られなかったのか、不明確であるが、同族会成立のときの記録によるとそのときまで大元方寄合は存在している。同族寄合は、次項で掲げる渋沢栄一の意見書にいう大元方寄合のことかも知れない。

この仮規則では、同族寄合の目的は明示していない。同族寄合は、同族の戸主および隠居を正員とし、三井組重役を参列員として組織する。正員・参列員は共に討議および投票の権をもつ（第一条）。同族寄合は毎月一回開く（第六条）。

同族寄合が議決すべき事項はつぎのとおりである。三井組より仮評議会へ提出する件。三井同族共同財産の運用方法・保管方法に関する件。三井組の諸規則・予算・決算・役員^のの任免・給料。同族各家の相続・婚姻その他身分の変更。同族各家の歳費、各家の家族の監督。同族各家の執事の任免の認可、等である（第七条）。この第七条は、仮評議会規則の第十六条から第二十条の三井組に関する事項と重複している。

同族寄合は過半数の出席を要す（第八条）。可否同数のときは会長の裁決による（第九条）。会長は討議および投票の権をもつ（第十条）。三井組の財産目録は、毎年一月・七月の両度にこれを整理し、同族寄合にて保存する（第十二条）。同族寄合に三井組の総勘定差引帖並びに事務の要項を報告しなければならない（第十三条）。同族寄合は、家祖祭典・同族・旧記保管

・恩給扶持に関する事務を扱う(第十五条)。同族各家の歳費の監督は別に定めた規則による(第十六条)。不行跡の正員は同族寄合の会員四分の三以上の同意によって会員たることを停止することがある(第十七条)。この規則は会員の四分の三以上の同意によって変更または廃止することができる(第十八条)。

この仮規則で規定されている同族寄合は、江戸時代以来の大元方の「寄合」という会議と本質において同質と思える¹¹。仮評議会の成立によって、仮評議会の機能の部分だけが調整を要した点であろう。なぜこうした同族寄合仮規則を必要としたかについては、もうひとつ、明治九年七月の三井組の三井銀行への改組の際、大元方の機能が大幅に削減されたので、改めて大元方寄合の規則化が必要となった、という事情も考えられるが、それにしても、今更あらためて、という感がふかい。第七条にいう「三井組」は、三井大元方を意味するものと解したい。

同族寄合仮規則 (原文はたてがき)

第一 条 同族寄合ハ同族ノ戸主及ヒ隠居ヲ正員トシ三井組重役ヲ参列員トシ之ヲ組織ス。但シ正員参列員共ニ討議及ヒ投票ノ權ヲ有ス

第二 条 同族寄合ニ左ノ役員ヲ置ク

一. 会 長 一人

一. 秘書記 一人

第三 条 同族寄合ノ会長ハ正員年長者又ハ三井組総長兼務スル事ヲ得

第四 条 同族寄合ハ会長之ヲ招集スヘシ

第五 条 同族寄合ノ事務ヲ処理スル為メ別ニ人ヲ要スル場合ニハ三井組ノ役員ヲシテ兼務セシム

第六 条 同族寄合ハ毎月一回之ヲ開ク可シ但シ重要ノ議案ハ予メ之ヲ会員ニ廻附スヘシ

第七 条 同族寄合ノ議決ス可キ事件ノ概目左ノ如シ

一. 三井組ヨリ仮評議会ヘ提出スヘキ件

二. 三井同族共同財産ノ運用方法及ヒ保管方法ニ関スル件

三. 三井組ノ諸規則ニ関スル件

四. 三井組ノ予算及ヒ決算ノ認可

11 土屋喬雄, 前掲書, 26 ページを参照。

五、同族各家ノ相続婚姻養子女離婚離縁後見人保佐人監督人ノ選定其他身分ノ變更ニ関スル件

六、同族各家ノ歳費ニ関スル件

七、同族各家家族ノ一身上監督ニ関スル件

八、三井組ノ役員任免黜陟及ヒ給料ニ関スル件

九、同族各家ノ執事任免ノ認可

十、其他諸規則又ハ旧規慣例ニ由リ同族寄合ノ権限ニ属セシメタル件

第八條 同族寄合ハ過半数ノ出席スルニアラサレハ議決スル事ヲ得但シ開議ノ定数ニ満たサル時ハ出席會員ノ過半数ヲ以テ仮ニ議決ヲナシ其議決案ヲ以テ欠席會員ニ回議シ異議ナキ時ハ之ニ決シ若シ異議者アリテ會員過半数ノ同意ヲ得サル時ハ再議ニ附ス可シ

第九條 同族寄合ノ議事ハ開議定数以上ノ出席會員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス若シ可否同数ナル時ハ會長ノ裁決ニ依ル

第十條 同族寄合ノ會長ハ討議及ヒ投票ノ權ヲ妨ケラルル事ナシ

第十一條 正員中疾病旅行其他ノ事故ニ因リ引續キ議席ニ列スル事能ハサル時ハ會員中ヨリ代表者ヲ定メ置ク可シ但シ臨時出席セサル時ハ書面ヲ以テ意見ヲ述ブル事ヲ得

第十二條 三井組ノ財産目録ハ毎年一月七月ノ両度ニ之ヲ整理シ同族寄合ニ保存ス可シ

第十三條 同族寄合ニ三井組ノ總勘定差引帖并事務ノ要項ヲ報告ス可シ

第十四條 同族寄合ノ議決ハ會議録ニ記載シ出席員之ニ捺印ス但シ會議録ハ會員外ニ示ス可ラス

第十五條 同族寄合ハ左ノ事務ヲ処理ス可シ

一 家祖祭典ノ事

二 同族ニ関スル事

三 旧記保管ノ事

四 恩給扶持ニ関スル事

第十六條 同族各家ノ歳費ノ監督ハ特ニ定ムル規定ニ因ル

第十七條 正員中行状修ラサルモノハ同族寄合ノ會員四分ノ三以上ノ同意ヲ以テ會員タル事ヲ停止スル事アル可シ

第十八條 此規則ハ會員四分ノ三以上ノ同意ヲ得テ變更又ハ廃止スル事ヲ得

同族寄合仮規則に対する意見書とみられるものに「大元方寄合仮規則ニ付渋沢氏意見概略」がある。これには大元方寄合仮規則とあるが、さきの同族寄合仮規則に対する意見書と思われる。渋沢栄一は、大元方は内事すなわち同族に関する会議、仮評議会は外事すなわち三井組はじめ各商店の商

事に関する会議であって、幾分かは内外の相違はあるが、いずれも三井家の大主権の場所であるから、両者が原案のように並行することは、将来両者が衝突する危険があつて好ましくない。この際仮評議會を廃止して家憲草案にある同族会の組織に改正すればよいと思う、といっている。

大元方寄合仮規則ニ付渋沢氏意見概略

一、本日議題ノ大元方寄合仮規則ヲ一読スルニ仮評議會ト粗同様ノ性質ニシテ一家同種類ノ會議所ニ固設立ノ姿ニ相成リ、甚不都合ノ觀ニハ無之哉、尤大元方寄合ノ方ハ内事則同族ニ關スル議問、仮評議會ノ方ハ外事則三井組初各商店ノ商事ニ關スル議問ニシテ幾分カ内外ノ相違ハアレトモ両會トモ等シク三井家ノ大主権ノ場所ニ付キ、此姿ニシテ並行スルハ甚難ク何日カ衝突スルハ免レ難クト思ハレ不面白考也、依テ此際仮評議會ヲ廃止シ、更ニ家憲草案ニアルトコロノ趣旨ヲ以テ同族会ノ組織ニ改正相成レハ順序モ相立至極完備ノ基礎ト思考申也、此儀ハ仮評議會ノ決議トナク、我々ノ存意ヲ陳述シ義ニ付御同族ニ於テ一応御熟談ヲ希望申也

(三) 三井組内規およびその付則

この三井組内規は、仮評議會に対して設置されようとした同族寄合の事務局としての三井組に関する規定であると思われる。

すなわち、三井組は三井同族の共同財産を保管し、確実にその利益を収得することにつとめ、さらに三井同族各家の余資の保管預りをする（第一条）とあるので、三井家諸企業への出資に対して積極的な関与をなすようにみえるが、他の規定をみれば、三井家共同財産のうち非営業財産の管理および同族寄合の事務を担当しようとしているようだ。

当組には、総長一人、主事一人ないし二人、参事無定数、理事一人ないし二人の役員をおく（第二条）。総長は諸規則および同族寄合の決議によって当組一切の事務を主裁する（第六条）。主事は総長の業務をたすけ、参事は当組一切の事務に関する評議に加わり、また同族寄合に参列する。理事は総長の指揮により当組一切の事務を処理し、同族寄合に参列する（第六条）。参事も理事も同族寄合に出席するので、同族寄合と密接な関係が保

たれるが、参事は各店の重役か、かつて重役であった者がなるのであるから、仮評議会の会員であることも十分ありうる。同族についても、各店重役についても、仮評議会、同族寄合、三井組の三者の会員ないし役員、参列員となる重複関係が生じる可能性があったわけである。

第七条は、当組の事務を処理するため、大元方へ文書課・会計課・地所課をおくと規定している。これをよめば三井組のなかにその事務局としての大元方があり、そこに三課がおかれているようにみえる。大元方は三井組の総長以下四役で組織される。各課は大元方の指揮に従うが(第九条)、京都の出張所、大阪・横浜・神戸の出張員に対する指揮者は規定されていない(第十・十一条)。河内新田および十余二村には地所課の出張所がおかれる、と明確になっている(第十二条)。三井組の実際の業務は不動産管理に重点があったと思われるので、実際には地所課のウエイトが大きかったように思う。

当組の純益金のうち、一割は基本財産積立金、二割は別段積立金、つぎの二割は予備積立金、残り五割は各家分配金と分割される(第十四条)。この純益金が、三井の諸企業の収益、有価証券の利子・配当、不動産よりの収益など三井の全収益を含んでいるのかどうかは不明である。

第十七条では、当組の業務に関し仮評議会に提出する件は、あらかじめ同族の承認をへるべきとしている。これは、会社形態をとった諸企業(三井銀行、三井物産会社、三池炭鉱社ないし三井鉱山合資会社、三井呉服店)以外に「業務」をもっていたことを示す。新田経営、農場経営、不動産所有などがこれに相当する。

当組の役員および雇員は同族寄合の許可なくして自ら商工業を営んだり、他の会社商店の被雇人となつてはならない(第十八条)。この内規の変更または廃止は同族寄合の承諾なしには行ないえない(第十九条)。

以上のように内規に示された三井組は、同族寄合の事務局と所有不動産

の管理を行なう機関としての性格をもつ。従つてここに規定された三井組は、明治十九年の三井組成規における三井組¹²とほぼ同質とみてよからう。

三井組内規 (原文たてがき)

第一 条 三井組ハ三井同族ノ共同財産ヲ保管シ且確實ニ其利益ヲ取得スル事ヲ務メ又三井同族各家ノ余資ヲ保管預リスルモノトス

第二 条 当組ニ左ノ役員ヲ置ク

総長 一人

主事 一人乃至二人 但人員ノ都合ニテ欠員ト為ス

参事 無定数

理事 一人乃至二人

第三 条 総長主事ハ同族ヨリ推薦シ理事ハ代務人トス

第四 条 参事ハ各店現在ノ重役又ハ曾テ重役タリシ罷役ノ者ヨリ推薦ス

第五 条 当組ノ雇員ハ重役ノ協議ヲ以テ任免黜陟スルモノトス

第六 条 総長ハ諸規則及同族寄合ノ決議ニ依リ当組一切ノ事務ヲ主裁ス

主事ハ総長ヲ佐ケテ当組一切ノ事務ニ関与ス

参事ハ当組一切ノ事務ニ関スル評議ニ参シ又同族寄合ニ参列ス

理事ハ総長ノ指揮ニ依リ当組一切ノ事務ヲ処理シ又同族寄合ニ参列ス

第七 条 当組ノ事務ヲ処理スル為メ大元方ヘ文書課会計課及地所課ヲ置ク

第八 条 大元方ハ総長主事参事及理事ヲ以テ組織ス

一 文書課ハ左ノ事務ヲ取扱フ

一 大元方ノ秘書及内外往復文書ニ関スル件

二 同族寄合ノ事務ニシテ当課ニ属スル件

三 役員雇員ニ関スル件

四 京都出張所ニ関スル件

一 会計課ハ左ノ事務ヲ取扱フ当課ニ用度掛ヲ設ク

一 同族寄合ノ事務ニシテ当課ニ属スル件

二 現金出納ノ件

三 諸帳簿計算ノ件

四 諸公債株券保管ノ件

五 諸器具保存ノ件

六 諸賄及小買物ノ件

七 店内及小使取締ノ件

一 地所課ハ左ノ事務ヲ取扱フ

二 所有ノ地所家屋ニ関スル件

一 同族寄合ノ事務ニシテ当課ニ属スル件

第九條 各課ニ課長ヲ置ク課長ハ大元方ノ指揮ニ因リ担任事務ニ従事ス課長ノ課員ニ対スルモ之ニ準ス

第十條 京都ニ出張所ヲ置キ特ニ定ムル規則ニ因リ事務ニ従事セシム

第十一條 大坂横浜及神戸ニ出張員ヲ置キ各特ニ定ムル規則ニ依リ事務ニ従事セシム但シ場合ニ依リ其事務ヲ三井銀行ニ依託シ出張員ヲ派出セサル事アル可シ

第十二條 河内新田及下総十餘ニ村ニ地所課出張所ヲ置キ各特ニ定ムル規則ニ依リ事務ニ従事セシム

第十三條 当組ノ予算決算及財産目録ハ毎年一月七月両度ニ調整ス可シ

第十四條 当組ノ純益金中ヨリ諸経費ヲ引去リ其余ノ純益金ハ左ノ割合ニ配当ス

純益金十分ノ一 其本財産積立金

純益金十分ノ二 別段積立金

純益金十分ノ二 予備積立金

純益金十分ノ五 各家分配金

第十五條 諸積立金ヲ特ニ定ムル規定ニ因ル可シ（注、原文のまま）

第十六條 当組ノ権利義務ニ関スル約定書及ヒ公私ニ対シ責任ヲ負フ可キ一切ノ文書ニハ必ス組名ヲ記シ組印ヲ押捺ス可シ

第十七條 当組ノ業務ニ関シ仮評議會ニ提出スル事件ハ先ツ同族ノ承認ヲ經可シ

第十八條 当組ノ役員及雇員ハ同族寄合ノ許可ヲ經シテ自ラ商工業ヲ營ミ又ハ他ノ会社商店ノ役員被雇人ト為ルヲ得ス

第十九條 此内規ノ変更又ハ廃止ハ同族寄合ノ承諾アルニ非ラサレハ之ヲ行フ事ヲ得ス

三井組内規に二つの付則があり、その一つとして「三井組積立金支出法」がある。三井組内規第十五条に、諸積立金には別の規定を設けるとあったのがこれである。この支出法では、基本財産積立金、別段積立金、予備積立金の三積立金についての支出規定である。これによると、基本財産積立金は元金に加える。別段積立金と予備積立金の二種は、種々規定されているが、結局は同族の不時の出費に備えたものである。そしてその支出の可否の判断は同族寄合が握っているのである。民事会社三井組定款¹³において、純益金の一割は通常積立金、二割は營業資金に對する積立金、他の

13 前掲、安岡「旧商法の施行と三井諸企業の改組」15ページ。

二割は予備積立金、五割は社員分配金となっていたのにくらべると、この積立金支出法は、同族中心のである。

三井組諸積立金支出法 (原文たてがき)

第一 条 基本財産積立金ハ毎半期ノ利益ノ十分ノ一ヲ積立置キ時宜ヨ計リ元金ニ加フルモノトス

第二 条 別段積立金ハ左ノ範囲内ニ於テ支出ス

一 同族共同財産ノ欠損ヲ補充スル事

一 同族各家ニ災厄アリタルトキ同族寄合ノ決議ヲ以テ相当ノ救助ヲ為ス事

第三 条 予備積立金ハ同族各家ノ持分ヲ区分シ積立置キ左ノ範囲内ニ於テ其持分ヲ自家ノ用ニ支出スヘシ

一 新タニ分家ヲ為シ又ハ他家へ養子嫁入スル者ニ対シ相当ノ財産ヲ分与スル事

(付箋) 他家へ養子嫁入スル者ニ分与スル財産ハ財産分与法ヲ設ケ其相当額ニ過サルモノトシ其親ノ意ニ任ス

二 災厄ニ罹リ歳費ノ其余剰及準備金ヲ以テ弁スル能ハサル経費ヲ補充スル事

(付箋) 災厄打続キ余剰金及準備金等モ支払タル後同族寄合ニテ不得止ト認メタル上許諾スルモノトス
浪費ノ為右ノ場合ニ至リタルキハ此範囲〔外ト認ム〕

三 住家新築ノ経費

(付箋) 火災震災等ニ罹リタル場合ニシテ物ズキニ改築シ甲ヨ乙ニ替丙ヨ丁ニ転ス^(カ)トノ場合ハ此範囲外ト認ム

四 養子嫁入調度費

五 戸主夫婦曾祖父母又ハ推定相続人夫婦ノ葬儀ノ経費

六 臨時公共ノ寄附金

(付箋) 海防費等ノ大額ノ献金等ニシテ一己ノ随意ニ多額ノ寄附等ヲ為スハ此範囲外ト認ム

第四 条 予備積立金支出法ノ請求ヲナスル其予算ヲ為シ得ヘキモノハ之ヲ調製シテ同族寄合ニ差出スヘシ

第五 条 予備積立金支出ヲ請フヘキ範囲内ニテモ請求額ハ各自ノ持分外ニ上ル事ヲ得ス

第六条 予備積立金支出ノ請求ニ対シ同族寄合ハ其当否ヲ調査ノ上許否スルモノトス

さきの三井組内規には、もうひとつの付則「同族各家歳費會計監督法」がある。これは内規における各家分配金（純益金の五割）に関する規定である。この監督法の第一条をみると、同族各家の歳費は三井組營業資金より生ずる純益金総額の二分の一以下としている。この營業資金という語を厳密に使用していたとすると、農地や不動産からの純益はこれに含められていないことになるが、その点は明確ではない。第二条では、同族各家の歳費の分配率は、総領家は分配金の千分の二三〇、本家千分の一一五、連家千分の三九、となっていて、明治四十二年に発足した三井合名会社の出資比率と同一である。この資料および明治二十五、六年の三井合名会社契約¹⁴（明治四十二年のそれと別もの）において、共有財産に対する比率が総領家二三〇、本家一一五、連家三九と現われてきており、このころ、各家の持分率が固定したものと思われる。明治前期には、この比率はもっと別の¹⁵ものであった。民法・商法施行に直面して、それまでは雑多であった持分権を整理したものと思われる。

この監督法においても同族各家が積立てる準備金の使用に対して同族寄合の規制があっただけでなく、同族各家の予算、決算に対しても監督がなされていたことが判明する。

同族各家歳費會計監督法（原文たてがき）

第一 条 同族各家ノ歳費ハ三井組營業資金ヨリ生スル純益金ノ内ヲ以テ之ニ充テ、各家歳費ヲ通算シテ其総額純益金ノ二分ノ一ヲ起エザルモノトス、此分配ハ三井組毎半期勸定ノ後直ニ之ヲ受クヘシ

第二 条 同族各家ノ歳費定額ハ左ノ定率ニ従フヘシ

一 分配金ノ千分ノ二百三拾 総領家

14 同、24ページ。

15 明治六年六月の各家持分比が安岡重明「明治六、七年の三井組店制」『同志社商学』第18巻第3・4号、1967年、25ページに掲げられている。

- 一 分配金ノ千分ノ百拾五 本 家
- 一 分配金ノ千分ノ参拾九 連 家

第 三 条 同族各家ハ三井組ヨリ受取タル各自分配金三分ノ二ヲ以テ經常歳費ニ充テ其三分ノ一ヲ準備金トシテ年六分ノ利子ヲ以テ三井組ニ預ケ置キ臨時ノ用ニ備フ

第 四 条 同族各家ハ毎半期各自歳費ノ予算ヲ五月十一月中ニ其決算及家産目錄ヲ七月一月中ニ同族寄合ニ差出スヘシ

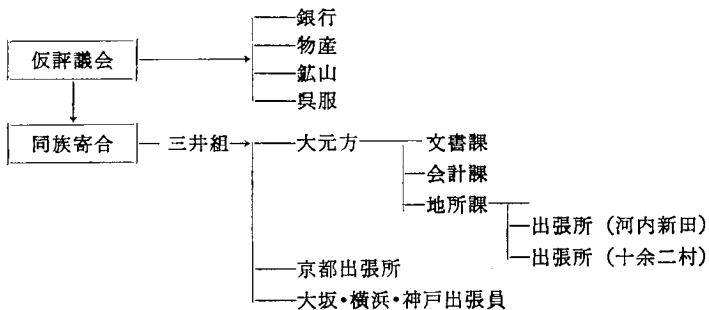
第 五 条 同族各家ノ予算決算ニ不相当ノ廉アリト認ムルキハ同族寄合ハ各家執事ヲ召換シ調査ヲ為ス事ヲ得

第 六 条 同族各家臨時ノ経費ヲ要スル場合ニ於テ自己ノ準備金ヲ引出サントスルキハ其事由書ヲ添テ同族寄合ニ請求スヘシ

第 七 条 準備金引出ノ事由ニ不相当ノ廉アリト認ムルキハ同族寄合ハ各家ノ執事ヲ召換シ調査ノ上減額ノ注意ヲ与フ事アルヘシ

第 八 条 同族各家中若シ浪費者アルキハ同族寄合ハ其未タ甚キニ至ラザルニ先タチ其執事ヲ召換シ事実ヲ調査シ猶ホ捨置難キ場合ニ於テハ同族寄合ノ決議ヲ以テ特別ノ処置ヲ為スコシ

さて、つぎに仮評議会、同族寄合、三井組の三者の関係を図示してみよう。さきに掲げた諸規則の解釈によっては、この図は変更を要する場合もあろうが、三井家の営業資金（農地・農場経営を含めた広義の意味）の運用・保管についての指揮・監督関係の流れは、この図で示されているとおりであろう。同族の共有財産のうち、非営業財産については、同族寄合が最高権限をもっていたと考えるべきであろうか。



注. —→は指揮する側から指揮される側へ向けられている。

江戸時代の大元方寄合は、この図の同族寄合に相当するものである。三井組内規における大元方の位置づけは、どうも不自然である。この内規は熟したものではないように思う。図中の三井組のところに大元方が位置する方が実際に近いと思われる。

〔付記〕 制限枚数を超過したので、三井家同族会の成立とその問題点については、続稿において取りあつかうことにしたい。(1968年4月10日)